年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月31日から57年1月1日まで A社とB社の間に厚生年金保険の空白期間があるが、当時、異動はしたが そのような空白は無く継続して勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにB社の現在の総務部担当者及び申立人と同日付けでA社からB社に異動した同僚の証言から判断すると、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し(昭和57年1月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和57年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを56年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和43年1月14日に厚生年金保険被保険者の 資格を取得し、44年11月17日に資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務 所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険 者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月14日から44年11月17日まで 私は、A社B営業所の当時の所長に誘われて同社同営業所に勤務した。申 立期間について厚生年金保険の記録が無いが被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する履歴書及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社B営業所に勤務していたことは推認できる。

また、A社における厚生年金保険の取扱いについて、複数の同僚は、「A社では、従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」と回答している上、複数の同僚の回答から、申立期間当時、同社における従業員の人数は平均13人から14人であったと考えられるところ、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者数は13人から15人であることから、同社では従業員全員が厚生年金保険に加入していたことが推認できる。

さらに、A社B営業所において申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚について、全員に厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人のみが厚生年金保険に加入しなかったとは考え難い。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間に相当する整理番号に欠番があり、これについて日本年金機構C事務センターは、整理番号が欠番となった理由は不明であるとしている上、当該欠番の直前の整理番号に係る被保険者は、厚生年金保険に既に加入している被保険者であるにもかかわらず資格取得を重複で処理し、その後資格取得取消処理を行うなど不自然な点が見受けられることから、社会保険事務所における記録管理が不適切であったと認められる。

その上、A社における他の営業所の所長は、「A社は事業拡大を行わない限り人を雇い入れることは無かった。同社では石油ストーブが普及した頃、一般家庭に灯油を配達するようになって申立人を雇い入れた。」と供述しているところ、同社における申立期間前の約5年においては、厚生年金保険に新たに加入する男性被保険者は確認できない上、複数の同僚の証言からも申立期間に入社した従業員は申立人以外確認できないことから、欠番となっている整理番号は、前後における整理番号に係る被保険者の記録から、昭和43年1月14日から44年11月17日までの期間に被保険者資格を取得した申立人に付番されるべき番号であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、A社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原 票が何らかの事情により欠落したものと考えられ、事業主は、申立人が昭和 43年1月14日に被保険者資格を取得し、44年11月17日に喪失した旨の届出 を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同時期に入社した同僚の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年9月から15年1月までは19万円、同年2月及び同年3月は22万円、同年4月は19万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は36万円、同年12月は19万円、16年1月及び同年2月は22万円、同年3月は19万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月から17年3月までは19万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月は28万円、同年8月は38万円、同年9月は34万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、18年1月から同年3月までは28万円、同年4月及び同年5月は26万円、18年1月から同年3月までは28万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は30万円、同年8月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は30万円、同年8月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は30万円、同年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 9 万 8,000円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。) に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、平成 18 年 9 月及び同年 10 月は 24 万円、同年 11 月は 30 万円、同年 12 月から19 年 2 月までは 24 万円、同年 3 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月から18年8月まで

② 平成18年9月から19年3月まで

③ 平成16年7月23日

- ④ 平成16年12月25日
- ⑤ 平成17年7月11日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 22 日
- ⑦ 平成18年7月7日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 25 日

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、平成14年8月から19年3月までの標準報酬月額の記録が給与額と相違している。また、16年から18年までの賞与の記録が欠落しているので給与明細書のとおり訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成14年9月から18年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成14年9月から15年1月までは19万円、同年2月及び同年3月は22万円、同年4月は19万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は36万円、同年12月は19万円、16年1月及び同年2月は22万円、同年3月は19万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月から17年3月までは19万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月は28万円、同年8月は38万円、同年9月は34万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、18年1月から同年3月までは28万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は30万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は30万円、同年8月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社からの回答は得られないが、上記のとおり、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を

納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年5月に9万8,000円から26万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(26万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、上記の給与明細書から、当該期間について、平成18年9月及び同年10月は24万円、同年11月は30万円、同年12月から19年2月までは24万円、同年3月は26万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行した か否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、平 成18年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正の届出を 行っていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料に ついて納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料(訂正前の 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行してい ないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年8月については、申立人から提出された「平成14年分給与所得の源泉徴収票」に記載された支払金額及び社会保険料等の金額と、給与明細書の同年9月から同年12月までの支給額及び社会保険料控除額の差額から判断すると、同年8月の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円)と一致する。

このほか、平成14年8月に係る標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成 14年8月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③から⑧までについて、申立人から提出された賞与明細書から、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。